農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
29	B 地方に対する規制緩和	産業振興	小売活動等をめぐり地方財政市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた独自の運用が可能であることを明確化していただきたい。	場内における小売活動等を含め地方財政市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた独自の運用が可能であることを明確化していただきたい。	【従来の支障】 見物の集約化や速達イノシシの発達により、市場取扱量が年々減少している。要因は入口付近から市場内（奥部）の物品あるが、地方財政市場はこれに加えて小売業が大規模化し、地方の一般小売店の減少や大規模化取引が可能な中央卸売市場に代表される大規模市場への取引に集約化されていたため、地方財政市場の取引が減少する一方となっている。 農業人口が減少し市場内の活性化するための新たなサービス事業や施設の充実等への投資が必要である。中央卸売市場については、老朽化に伴う建て替えなどの機会が訪れた時点で施設整備や機能の充実を図ることが可能であるが、地方財政市場が地域に根付いたものとなっているかについては、この見極めが重要な判断材料となるが、地方財政市場の場合、そもそも地方財政市場が地域に根付いたものとなっているかについて、客観的な評価を行うことができず、判断が困難となっている状況である。 【支障事例】 一方、本来の市場の利用者である農業人口減少が進む中、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。 そのような中で、地元JAが市場内に農作業運営事業を集約した新規作業棟を計画。仲卸とともに各種内容の検討を行い、取得する予定である関係者一致団結した取り組みを進めてきたが、地方財政市場は卸売市場のように取得する法律上の根拠がなく、地方財政市場の設置者である地方公共団体の理解を得られるかについては、この見極めが重要な判断材料となるが、判断が困難となっている状況である。 また、市況への地方財政市場への影響度は知名度には劣し、中央卸売市場への認知度よりも小さいと思われるため、中央卸売市場と同様なイベント等による一般開放では効果は限定的であるが、地方財政市場と連携した一般市民の理解が得られにくい地方財政市場を役割が利用することで直接的に一般市民の理解が促進できる。	○地方財政市場の運営を都道府県等に判断可能であることが明確になること で、都道府県が個々の実情に合わせて、地方財政市場の活性化策が講じられる。具体的には、流通インフラ等の進歩により取扱高が大規模財政市場へ集約化された財政業が減少している地方財政市場で限定的にの売却ることや中央財政市場との差別化が図られ、仲卸業者や関連事業者の財政業にとって収入減が見込まれる。また、都道府県が地域に根付くための取り組みを行うことで、立地的アドバンテージにより一般小売店には入れない飲食店等のサービス業の営業人の増加による市場の安定経営と波及効果として中小市街地の活性化が図られる。 ○小型の取引が活性化することで、小規模農業の販売先を確保し、営農意欲を財政し、耕作放棄地化を未然に防ぐことができる。 ○中央財政市場と違い一般市民の理解が得られにくい地方財政市場を役割が利用することで直接的に一般市民の理解が促進できる。	財政市場法第2条第2項	農林水産省	一宮市	別紙あり	豊田市	○当市場においても飲食店の時間帯による一般開放を提案したところ、問様の指導があり、認められていない。時代の流れで、中小小売りの減少による利用者減により空き店舗が増加している。集約化された財政業の減少している地方財政市場で限定的に小売を行うことや中央財政市場との差別化が図られ、仲卸業者や関連事業者の財政業にとって収入減が見込まれる。また、都道府県が地域に根付くための取り組みを行うことで、立地的アドバンテージにより一般小売店には入れない飲食店等のサービス業の営業人の増加による市場の安定経営と波及効果として中小市街地の活性化が図られる。	各府省からの第1次回答 財政市場法第2条第2項において、「財政市場」とは、生鮮食料品等の財政のために開設された市場と定義づけられているが、このには、財政荷場では財売が主体であるということを意味し、つまり、一般での売が行われることまでを禁止しているわけではない。 国の認可を得て開設された中央財政市場の場合、仲財業者が市場内の店舗を利用して惣菜的に小売活動を行うことを、原則として財売市場法の目的外使用に該当するとしている。 他方、例外的な取組として、財売業務への影響や地域の小売業者との商業調整等に配慮した上で、イベント等において中央財売市場内での小売活動を行うことは認めている。 今回提案のあったのは地方財政市場であり、都道府県知事の許可を得て開設されることから、既存監督権限は都道府県知事に委ねられている。したがって、地方財売市場の運用のあり方については、地域毎の実情を踏まえ、都道府県知事が判断して差し支えない。	国営内容について承知いたしました。今回の回答を受けて、法令が許容する範囲内において、農と協議しながら当市の実情に応じた市場経営を行っていきます。	－
32	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農業倉庫等住宅の設置に伴う変更については「軽微な変更」（政令第10条第1項）としていただきたい。	農家住宅や農家倉庫等住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律）については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了まで1～1年以上の期間を要している。 本市では耕作放棄農家が多い（年間50名程度）が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられる状況である。	農家住宅や農家倉庫等住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に関する法律（農振法）については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了まで1～1年以上の期間を要している。 本市でも新規就農者や農家後継者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられている。	農林水産省	神戸市 （共同提案） 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	－	吉田町、亀岡市、宇和島市	○農業関係の会社が新規参入するに当たり、農業振興地域内に事務所の設置を希望したが、農業関係の手続きを要することを断念し、事業開始への影響から、近隣の商外地をあわて確保することとなった事例があった。農家後継者の選択に係う問題地の増加に対応するためにも、個人・法人問わず、農業後継者、新規参入者のスムーズにご営農体制を確立できることが望まれる。 ○農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律）については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了まで1～1年近くの期間を要している。 本市でも新規就農者や農家後継者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられたり、リタイヤンが円滑に運営ない状況がある。	農業住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更について、事務手続の迅速化を図るため、下記の内容を都道府県及び市町村に対して周知することとする。 ①　市町村による農業振興地域整備計画の変更については、平均的には年に2回程度行われているが、農業への新規参入の促進、後継者の居住等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に応じるために、随時、複数的に行うことが可能であること。 ②　農業振興地域の整備に関する法律において、公告・縦覧期間は「おおむね30日間」と定められているが、これは例示であり、市町村の判断により30日間よりも短い期間とすることが可能であること。 ③　農用地区域からの除外の手続と同時並行的に農地転用許可の手続を進めることにより、農家住宅が建設されるまでの期間を短縮すること。 さらに、農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めた標準処理期間を設定するよう都道府県へ通知を行っているところである。その審査状況について調査を行い、その結果を踏まえ、同意協議の迅速化を図る観点から、都道府県に対して更に適正での考え方を示すことよる。 なお、農家住宅を建設することを目的として土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更については、 ①　土地の農用地区域からの除外は、市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであり、また、農地集積が妨げられるなど周辺農地における農業上の利用に支障をきたす可能性があることから、公告・縦覧や異議申出の手続が必要であり、地域住民や周辺の農用地の所有者からの意見を求める必要があること ②　都道府県は、同意協議により、集団的農地の中央部に住宅を建設しようとする変更案について建設用地を集団的農地の縁辺部に誘導するなど、計画変更が合い広める農業振興地域整備基本方針における農用地等の確保、農業経営の確保の拡大等に係る考え方に適合したものとする必要があること 等の理由から、軽微な変更として行うことは適切ではない。	土地の農用地区域からの除外は、市の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであり、農家住宅やその後継者住宅の建物は農業の担い手の確保に直結することであり、農業の担い手の不足や耕作放棄地の増加が問題となっている現況においては、最優先されるべき事項であると考える。 ・そのため、軽微な変更として扱うことをご検討願いたい。	－
46	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	4haを超える農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。	4haを超える農地転用等に係る大臣協議について、具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。	【現状】 ○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う騒音等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。 ○全体の土地取得計画の5割、農地については約82haを取得する計画となっており、平成29年度末時点で15.8haを取得済み。 【支障事例】 ○平成17年度以降は農地の累計取得面積が4haを超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その度国の本省に関わらず、取得する毎に大臣許可（平成28年度からは大臣への協議）を得ている状況。 ○当初の計画に基づく農地取得のため、現在の協議については事実上形骸化している。 ○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めていながらも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を継続的に行っていく必要があると予想される。	【効果】 協議の簡略化により、行政の効率化が図られる。	農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号）	農林水産省	九州地方知事会 鹿児島県提案分 地方創生	高松市	－				－
63	A 権限移譲	農業・農地	農地集積・集約化等対策の5つを農地法による都道府県知事にかかる経務の手続きに関する事務の農業委員会への委任	農地集積・集約化等対策については、委任がなされていないため、県と農業財務局が直接やりとりすることができず、経務事務を進めるにあたって高額にかかって支出すべき債務の負担の手続きに関する事務については、農業委員会への委任ができるよう、農地法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手続きに関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。	本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる経務の事務は、農地集積・集約化等対策を除いて全て知事に委任されている。 農地集積・集約化等対策については、委任がなされていないため、県と農業財務局が直接やりとりすることができず、経務事務を進めるにあたって高額にかかって支出すべき債務の負担の手続きに関する事務については、農業委員会への委任ができるよう、農地法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手続きに関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。 これによって、他の補助金と同様の経務計画や、手続きに関わらず、申請先が実施財務局に集積農業法人が複数あるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。	経務事務については、委任を受けるまでの間、経務事務の煩雑さや、事務処理に時間を要することから、農業委員会の事務負担が軽減されるなど、事務の効率化が図られる。 また、手続きを農政局と農業委員会に分けることがなくなり、経務事務を進めるにあたって高額にかかって支出すべき債務の負担の手続きに関する事務について、農業委員会へ委任することで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。	・食料・水産白書 ・予算決算及び会計令第140条第3項	農林水産省	愛知県	－	埼玉県、香川県、愛媛県、佐賀県、宮崎県	○農地集積・集約化等対策については、県知事への経務事務委任がなされていないため、県と四国財務局が直接やりとりすることができず、経務事務を進めるにあたって、中間四国農政局に申請を行うことになる。これによって、他の補助金事業と同様の経務計、手続きに関わらず、申請先が実施財務局に集積農業法人が複数あるなど、事務が煩雑となることが予想される。 ○本県では、農地集積作業条件改善事業は平成28年度まで国から事業主体への直接補助で実施していたため、県には経務事務に携わっていなかった。しかし、平成29年度から県と経由する間接補助で実施することとなり経務事務については、県と経由することとなる。このため、他の農業振興事業（農地事業）と同様に財務局へ申請書類を事務を委任していただきたい。 ○経務事務については、農地集積・集約化等対策費の内容に事務委任されていないため、本県においても関東財務局と直接やりとりをすることができず、別途関東農政局に申請を行っている。このため、他の補助金と同様の経務計、手続きに関わらず、申請先が関東財務局と関東農政局にかかれるなど、事務が煩雑となっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。 ○農地集積・集約化対策事業に係る経務手続きについては、九州農政局を経由することから事務委任されている農業農村整備事業とともに一括委任期間を新しい会社定で、補正予算時などは、全ずは繰越予続きで適正な工期を確保した後に補助金申請を行う必要があることから、補助金申請手続きも遅くなり、事業の着手にも影響している。	農地集積・集約化等対策事業に関して、経務計及び経務期間内に係る翌年度にわたる債務の負担の手続きに関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととされたが、同じ、当該事務に関しては、都府県から地方農政局を経由しての財務局協議が必要となっているところ。 国先の財務局との財務局への協議が可能となるなど、事務が煩雑となることが予想される。	農林水産省一次回答は、本県提案に沿うものである。 ついては、早期に事務委任が実現するよう速やかな対応をお願いする。	－
63	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金等における前々年度の不用額の取り扱いの緩和に係る不用の算出に係る入札談書の除外	強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札にかけるのとされており、一般競争入札の結果生じた談書に変更交付申請によって減額に返還していたにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額に入札談書が含まれている。 一般競争入札により事業者の無減を図っていることを踏まえ、後々のペナルティーなどなく配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、事業主体からの指摘が多くなされており本県としては、談明に大変苦慮している。	強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札にかけるのとされており、一般競争入札の結果生じた談書に変更交付申請によって減額に返還していたにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額に入札談書が含まれている。 一般競争入札により事業者の無減を図っていることを踏まえ、後々のペナルティーなどなく配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、事業主体からの指摘が多くなされており本県としては、談明に大変苦慮している。	ペナルティー規定の合理化によって、適正にインセンティブが働き、農業経営の効率化につながる。また、都道府県による助成金の配分や減額等の談明等に係る効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資することとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。	・強い農業づくり交付金の配分基準について第3 ・農業農村整備出張大臣談整備事業交付金の配分基準について第3 ・農地パワーアップ事業実施要領第19の4	農林水産省	宮城県	－	福島県、栃木県、石川県、京都府、奈良県、宇和島市、佐賀県	○入札によって生じた差額が、翌々年度のペナルティーとなって配分額の減額に反映されてしまうことは、事業実施主体の事業費削減の努力に対して非合理的な取扱いであり、本県もこれにより減額配分を受けたことがある。 ○当県においても、一般競争入札により事業費の削減を図っているところであるが、一般競争入札の結果生じた談書差額のため、ペナルティーとして配分額が減額されている。 ○配ペナルティー規定によって、農業経営の効率化が図られているとはお去り思えない。なお、当該交付金事業については、手続きが煩雑であることから、事業の繰越を前提する事例が頻繁に生じ、 ○強い農業づくり交付金等については、翌翌前から適正な事業実施を主体に対し指導を行っているところであり、結果として入札残が生じた場合、多くの不用額を出した事業実施主体に対するペナルティではないことも踏まえ、配分作業や減額等の談明の際に理解が得にくい、ペナルティ規定の合理化により、配分作業や減額等の談明が効率的に行うことができ、農産物輸出拡大施設整備事業費の配分額において前々年度の不用額の配分額への反映の規定により、入札談書が含まれているが不用額を基に計算されたペナルティにより減額された、一般競争入札により事業費の削減を行い、変更交付申請の事務手続を行っていることにもかかず、後々のペナルティなどなく配分額が減額されることは、非合理である。不用額の算出には、入札談書を除外することを求める。 ○一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティーなどで配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、不用額の算出に当たっては、入札談書を除外していただきたい。	不用額を可能な限り減らし、限られた予算を有効利用する観点から、これまで各都道府県の不用額を予算配分に反映している。 ・その際、入札談書などの不用額は、予め予見などことが困難な場合も多いことから、例年、秋頃に各都道府県において、活用予定の翌年度の不用額の調査を行い、国に送信いただいたうえで、活用予定のある都道府県に再配分することとしており、国全体としての有効活用を図っており、この際の送達された不用額については、不用額の算定対象としていない。 ・一方で不用額の算出に当たって入札談書を除外することは、過大な交付金要求を助長するおそれがあるため、困難である。	10月末までに発生した談書については不用額から除くのことであるが、そもそも入札により談書が発生することは事業実施主体の責によるものではあいことから、不用額に含まれることは公平性の観点から合理性を欠くと考える。 なお、不用額調査を秋頃に行うないことがが基準等には秋に定められており、H29年度強い農業づくり交付金においては、「10月末までに入札を行うこと」という事務連絡が重要のH28.10.28付けで出されたが打だった。 ・不用額にるペナルティは事業実施主体の自助が増えることに繋がる重要なことなので、期限ぎりぎりの事務連絡という方法ではなく、国の基準に定める等明確化すべきであるとともに、秋頃の不用額調査については、入札不開により10月末までに契約を終えられない場合も多いことから、冬頃に調査することや又は現状よりも早期に入札が終えられるように、当該年度の予算成立後に速やかに新当内示を提示するなどの運用改善をお願いしたい。	－

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
29	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	－	一市市の提案及び農林水産省の見解を示した第1次回答について、通知により都道府県担当者に周知するとともに、毎年度実施している都道府県における卸売市場担当者の会議において農林水産省の見解を説明する。	【農林水産省】 （4）卸売市場法（昭和46法35） 地方卸売市場の運営の在り方については、地方卸売市場内での売買取引うことをめ、都道府県知事が地域農の実情を踏まえて判断して差し支えないことを明確にするため、都道府県に改めて周知する。 （措置済み（平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知））	通知等	平成29年9月28日	「小売流通等を含めた地方卸売市場の運用の在り方について」（平成29年9月28日付け食産第2830号）	
32	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めも標準処理期間を設定するよう都道府県に通知しており、その実施状況について調査を行ったところ、法定協議については1都府県、事前調整については33都道府県で未設定となっているところ。このことから、農業振興地域整備計画の変更手続に直接関わる都道府県の同意協議の迅速化を図る観点から、標準処理期間未設定の都道府県に対して標準処理期間を設定するよう改めて通知することとする。 これと併せて、農業生産の連設に係る農業振興地域整備計画の変更事務手続の迅速化を図るための提置（1次回答で実施することとしている3事項）について周知することで、迅速化は図られると考えている。 なお、農家自ら宅建設することを目的として地元農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更手続を積極な変更として取り扱うことは、1次回答で述べた理由から適切ではない。	6【農林水産省】 （2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44法58） 農業振興地域整備計画の変更（13条）については、事務手続の迅速化を図るため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 ・市町村による農業振興地域整備計画の変更については、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の変更に対応するために、随時、積極的に行うことが可能であること。 ・農業振興地域整備計画の変更の公告・縦覧（14条）については、その期間が2おおむね30日間」とされられており、市町村の判断により30日間よりも短い期間を設定することが可能であること。 ・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更協議等に係る標準処理期間を定め、手続の迅速化に努めるとともに、その期間を公表するよう努めること。 ・農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可（農地法（昭27法229）4条及び5条）の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。	通知等	平成30年3月30日	「農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について」（平成30年3月30日付け29農振第2589号）	
48	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	－	独立行政法人水資源機構等は、法律において事務として設置する施設が示され、当該施設の設置に当たっては当該に土地の取得等が必要となるものであることから、農地転用を許可不要とし、ているものである。なお、農地転用を許可不要としている施設の設置に当たっては、事前に農業上の土地利用との調整を行っている。 一方、JAXAの保安用地は、ロケット の打上げや作業期間中に地上の安全確保のために設置した警戒区域への関係者以外の立入規制を確実に行うために取得した土地等であるが、法律上、警戒区域内の土地等の取得等を義務付けているものではないことから、農地転用許可を不要としているものと同様に取り扱うことは困難である。	6【農林水産省】 （2）農地法（昭27法229） 4ha を超える農地転用に係る農林水産大臣との協議（附則2項）については、千種の簡素化を図るため、平成29年度中に「農地法関係事務処理要領」（平21農林水産省経営局、農村振興局）を改正し、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可（4条及び5条）を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料等の提出を不要とする。	通知等	平成30年3月30日	「「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について」（平成30年3月30日付け29農振第2991号）	
63	－	－	－	－	農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続きについては、都府県が国から交付決定を受けたものの5ち、平成29年度から平成30年度に繰り越すものより、都府県知事への委任を行う予定とし、今後以下のスケジュールにより進めることとしているところ。 （1）9月中旬に、各都府県知事に対し繰越事務の委任に対する同意の意思について照会文書を発出 （2）10月上旬を目処に、各都府県の意見を集約し、繰越事務の委任を行う都府県を特定し、公文書での確認を行う （3）11月上旬を目処に、上記(2)において確認を行った都府県より同意を得る （4）12月上旬を目処に、農林水産大臣より各都府県知事又は知事の指定する職員に繰越手続きを委任する旨を通知し、あわせて財務大臣に通知	6【農林水産省】 （13）農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続に関する事務 農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る繰越し（財政法（昭22法34）14条の3第1項及び42条ただし書）及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（財法42条の3）の手続に関する事務については、当該事務の委任を国から受けるとともに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたのち、平成29年度から平成30年度に繰り越すものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職員が行う（会計法（昭22法35）48条1項）こととする。 （措置済み（平成29年11月9日付け農林水産大臣通知））	通知等	平成29年11月9日	「予算決算及び会計令第140条の規定に基づく債務負担行為の会計事務の範囲の変更について」（平成29年11月9日付け29予第1280号）	
63	【食品産】 倉作業や施設の利用調整等の都合により秋頃の不用額調査以降の入札になれば、これらの場合の入札減については不用額の算定対象となり、後々のペナルティーとなって配分額が減額されることになる。 したがって、単年度予算主義と交付金の有効活用は理解できるが、配分額の減額を見越した交付金要求を助長する恐れもあるため、無駄な予算支出を抑制するためにも、不用額の算出に当たって入札調査を除外する必要があると考える。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	前々年度の不用額の配分額への反映にあたって、不用額算出の基となる強い農業づくり交付金については、2年概ね4月上旬に地方農政局等から都道府県へ割当内示を実施しており、平成29年度は5月31日付けで10月末までに入札を実施することに加えるよう地方農政局等に事務連絡を発出し、都道府県へ周知するよう依頼し、徹底しているところ。この10月末の考え方については、平成27年度に都道府県向けに実施した交付金の運用改善に係るアンケートにおいて、32%の都道府県が10月末までの入札時期とすることは対応可能であるとの回答によるものである。 平成28年度強い農業づくり交付金の最低入札率（要望額の本業費に対する契約額の割合）は43.8%であり、また、入札率が60%以下の会社となる配分額は前年ベース(44億円となっており、事業実施主体や都道府県が、要望段階において事業費及び要望交付金の額を低く行う必要があると考える。 したがって、事業要望を調査する段階で、3年以上の見積りを提出する地区については、配分基準の第2の規模から除外する方向で検討したい。なお、この場合は、見積り及び配分対象としている設計等にかかる経費については、交付申請前に行うことから、補助対象とならないことに注意する必要がある。さらに、これを実施していただければ、交付決定後すぐに入札の公示にかかることができ、早期執行に寄与することも可能と考える。	6【農林水産省】 （15）交付金等に係る配分額の算定事務 （ⅰ）強い農業づくり交付金、農産産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、事業着望を段階で3年以上の事業から見積りを徴取して交付要望額に反映させた地区は、不用ペナルティ査定の対象としないこと。当該交付金等の通知等を平成30年度予算配分まで に改正する。 （ⅱ）強い農業づくり交付金、農産産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、不用額が生じた年度内の一定の時期までに都道府県が報告した不用額について不用ペナルティ査定の対象としないこと。都道府県に周知する。 （措置済み（平成29年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡及び平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡））	通知等	「強い農業づくり交付金における不用額の取扱いについて」平成29年6月10日事務連絡 「平成29年度強い農業づくり交付金における不用額の取扱いについて」平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡	「強い農業づくり交付金における不用額の取扱いについて」平成29年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡「平成29年度強い農業づくり交付金における不用額の取扱いについて」平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡 「強い農業づくり交付金の配分基準について」平成30年3月28日付け29食産第5501号、平成30年3月28日付け29生産第2283号及び平成30年3月28日付け29政経第1968号 「農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について」平成30年2月1日付け29食産第413号、29生産第1903号、29政経第1574号 「産地パワーアップ事業実施基準」平成30年2月1日付け29生産第1901号、29政経第1569号	

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	検討実施	
84	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省が所管する補助金等の申請手続の簡素化	交付前の内示後においている事業計画の変更等に伴う手続の簡素化を内示前に可能とするなど、国から見への前倒内示後45日以内に同じ交付申請をすれば良いとされているが、前倒内示後45日以内に同じ交付申請をすれば良いとされているが、前倒内示後45日以内に同じ交付申請をすれば良いとされているが、

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
84	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	都道府県担当者会議（9～10月予定）を開催しており、その際に本件についても併せて周知を図り、事業主体にもお知らせいただくようお願いしているところ。	6【農林水産省】 14)補助事業等の交付申請に係る事務 強い農業づくり交付金、果日本大震災農業生産対策交付金及び産地パワーアップ事業費補助金の交付申請手続については、省エネ等を含む等の特段の理由がある場合には、翌当内示前に成果目標の妥当性等に係る協議又は確認を行うことが可能であることを、都道府県に平成29年中に周知する。 〔措置済み（平成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡）〕	通知等	平成29年11月13日	「強い農業づくり交付金等の前当内示前の事前協議について（成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡）	
145	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	補助事業等の提出期限については第１次回答においてお示ししたとおりであるが、今後、都道府県及び市町村において、当該申請に係る事務作成に必要な時間を極力確保するとともに、事務負担の軽減を図るため、農林水産省の書類審査の時期や内容を平成29年災害の申請より見直すことしたい。	6【農林水産省】 (1)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法160) 補助事業等の申請書の提出（施行令4条）に係る手続については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、平成29年中に発生した災害に係る申請から、農林水産省における申請内容に係るヒアリングの実施時期を見直すとともに、申請内容の審査を一部省略可能とする等の措置を講ずる。	通知等	平成29年11月20日	「平成29年発生災害に係る補助事業等申請書の本省ヒアリング実施時期及び審査事務の見直しについて」（平成29年11月20日付け農村振興局整備部防災課長補佐事務連絡）を発出し、農林水産省における申請内容に係るヒアリングを2月上旬（2月8日、9日）に実施することにより、地方公共団体が補助事業等申請書を作成する時期を可能な限り確保。 また、申請内容の審査においては、補助事業等の査定基礎となる関係諸作者の確認を一定の場合に省略する等を措置。	
191	－	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	－	「特定農地貸付け以外による市民農園」は、あくまで農業者が行う農作業を利用者（市民）に行わせているに過ぎず、利用者の行う農作業は経営者の指揮下にあるが一方、利用者に賃借権等を設定する「特定農地貸付けの市民農園」は、利用者自らが借り受けた農地で行う農業を主体とすることなり、また、利用者は一般に近隣住民、農業者等との関係性が希薄であるため、特にその対応には慎重にならる必要がある。 さらに、新たに市民農園を開設するに当たっての農業用水の利用については、関係者の理解を得るためには市町村による協力が欠かせない。 このため、地域住民とのトラブルの解決及び水問題等についての市町村による協力等が前実に行われるよう、貸付協定の締結は必要であり、単にこれまでトラブルに対応できなかった事例がなかったことをもって、貸付協定の締結が不要ということにはならない。	6【農林水産省】 (6)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平元法50） 特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認（3条）申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約予締を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	通知等	平成30年3月27日	「法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について」（平成30年2月27日付け29農振第2590号）	
218	【千葉県】 農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。 【香川県】 ＪＡが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技術実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	－	【法務省・厚生労働省】 一元的窓口に関係したとおり、技能実習を共同で行うことができるのは、技能実習法第8条第1項において、企業体としての組織力・安定性等を活かすことができると考えられる法人に限っており、個人事業主と法人が共同での技能実習を行うことは認められない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である（北海道内の複数の農協について実績有）。 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指導命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思われる。 【農林水産省】 農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否については答えする立場にない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である。（北海道内の複数の農協について実績有）。 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指導命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思われる。	6【農林水産省】 (8)外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平28法89） 農業分野における団体監理型技能実習（2号4項）については、都道府県の関与等によるキ分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指導命令下、個人農業者の圃場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 （関係府省：法務省及び厚生労働省）	通知等 周知	平成29年9～10月	平成29年9～10月に地方農政局を通じて地方公共団体に対し本件について説明を行う等により周知を実施した。	~~研究・教育機関等が行う農林水産業者への技術習得のための農業生産に関する実地研修の許可要件について、地方公共団体に対し本件について説明を行うほか、その他の中において、農業者の農業生産に関する技術習得について、より効果的な方策を検討する。~~
237	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	平成30年度の食育事業は、「食料産業・6次産業化交付金」として予算要求をしている。 なお、交付金として予算措置された場合においても「補助金等に係る予算の執行の適正化法に関する法律」等の適用を受けることから、補助金事務については、基本的に本年度と同様の作業が必要になるが、その中で、合理化できる部分については、見直しを図って参りたい。	6【農林水産省】 (12)国産農産物消費拡大対策事業補助金 国産農産物消費拡大対策事業補助金の5%、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から交付金による措置とすることを検討する。 また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成29年度中に周知する。	通知等	平成30年4月1日(交付金化) 平成30年1月9日(地方農政局への周知)	「国産農産物消費拡大対策事業補助金の5%、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から資料番号・6次産業化交付金の5%地域での食育の推進事業」による措置とした。 また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成30年1月9日付けで文書等で周知した。 「平成29 年の地方からの提案等に関する対応方針への対応について」（平成30年1月10日食料産業局食文化・市場開拓課長事務連絡）	
250	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	今後の本交付金の交付決定に当たっては、地方が早期に予算を執行できるよう国の審査体系を見直して、迅速な交付決定に努めて参いりたい。 本交付金は、地域の自主性に基づく農山漁村地域の総合的な整備を趣旨とし、地方の裁量による弾力的、機動的な運用が可能な制度として御覧いているため、仮にそれぞれの事業毎などの枠当総局が事業毎に交付事務を行うこととした場合、国・林・水機能的な予算の運用が出来なくなることや審査窓口が複数となる等、本交付金の趣旨にそぐわないものとなることから見直しは適切ではない。	6【農林水産省】 (11)農山漁村地域整備交付金 農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査については、交付決定の迅速化を図るため、平成30年度の申請から、審査手順を見直し、農林水産省と地方農政局が合同して申請内容の審査を行うことにより、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。	通知等	平成29年12月27日	「農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査について」（平成29年12月27日付け農村振興局整備部地域整備課課長補佐事務連絡） ※ 平成30年度の交付申請から実施	

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		補足資料
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		
251	B　地方に対する規制緩和	産業・振興	農業農村整備事業に係る補助金査定に係る大臣承認条件の緩和	「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る軽微な変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改正してほしい。	国の補助事業により実施されている農業農村整備事業は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（以下、「交付規則」という。）」に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1のべにより、農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。 本県においては、昨年度、「農地防災事業等補助金交付要綱」に基づく査定において、漏水・断水地区など予測しない現場条件の変化等が原因で合計8回の変更承認申請を行った。 これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができないため、効率的な事業実施が困難となった。 「土地改良事業関係補助金交付要綱」においては、平成29年3月31日付けの改正で、地区相互間の経費の融通の流用が軽微な変更として扱われることになったが、「農地防災事業等補助金交付要綱」においては、同様の改正がなされていない。	国との協議や調整にかかる事務手続きが簡素化され、効率的な事業の実施が可能となる。	農林畜水産業関係補助金等交付規則 土地改良事業関係補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱	農林水産省	千葉県	–	茨城市、岡山県、島根県、沖縄県	○地区相互間の経費の融通の流用が軽微な変更として取り扱われることとなると、国との協議や調整に係る時間が大幅に短縮され、効率的な事務の実施が可能となる。	平成29年3月31日付けで改正された「土地改良事業関係補助金交付要綱第9」に準じ、「農地防災事業等補助金交付要綱第9」に定める地区相互間の経費の融通の流用については、一定の場合において、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更とし、農林水産大臣の承認を不要とする方向で関係機関と調整しつつ検討したい。	今年度も７月末時点で既に２回にわたる地区間相互の変更承認申請を行っており、年度内の変更回数も昨年度と同様となる見込みであることから、できる限り早期の対応を要望する。 また、年度内には要綱が改正され、来年度からは新たな基準により進められるように調整して頂きたい。	–
294	B　地方に対する規制緩和	産業・振興	市民農園を開設できる者の資格の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。	現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。 これらの市民農園については、開設時に設定期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復原するか、または現在管理を委託している集落（任意団体）に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。 　しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体となることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。	集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。	市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	農林水産省、国土交通省	多可町	–	–	–	御提案の集落（任意団体）であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。 　なお、自治会や町内会等の地域における団体が市町村名の認可を受けることで法人格を得て複数農家の構成主体になることができる（地方自治法第260条の2）ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。 　※市民農園整備促進法（農林水産省と国土交通省の共管）においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法（農林水産省の単管）による特定農地貸付けの用に供する農地のみを想定している。	任意団体の代表者名で農地を借り受ければ開設は可能であるが、町として想定している集落の代表者は基本的に数年で交代され、その都度、借り受けの契約を変更することは現実的でなく、好ましい方法とは考えられない。また契約上、任意団体の名前なく個人の責任とされば、契約する本人も躊躇される。 　地域団体の仕組みについては承知しているが、近隣３集落が共同で運営している場合もあり、その場合はこの仕組みを活用することは難しいと考える。 　代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等に影響が及ばないような措置を講じていただきたい。	–

農林水産省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第２次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
251	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	「農地防災事業等補助金交付要綱第８」に定める地区相互間の経費の額の流用については、「土地改良事業関係補助金交付要綱第８」に準じ、農林水産大臣の承認を不要とするよう関係省庁と調整したうえで、遅くとも平成29年度中に改正する。	6【農林水産省】 ①農地防災事業等補助金 「農地防災事業等補助金交付要綱」（昭31農林水産省）別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議の5%一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年度中に農林水産大臣の承認を不要とする。	通知等	平成30年3月30日	「農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について」（平成30年3月30日付け29農振第2988号）	
294	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ、引き続き検討していただきたい。	○　権利能力なき社団名において、その代表者がその構成員を代表して権利を取得（前年）し、市民農園を開設できるように検討を行うべきではないか。 ○　権利能力なき社団の代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等の効力に影響が及ばないよう、手続を簡素化する等の措置を講ずるべきではないか。	代表者の定めのある権利能力なき社団については、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができ、また、代表者が代わった場合にも市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了することができる旨の通知を発出し、周知したいと考える。 なお、市民農園の開設に当たっては、地方公共団体等及び市民農園利用者と市民農園の開設者との間で農地の貸借権等の設定がなされるのが通常であるところ、民法上、権利義務の帰属主体は自然人又は法人とされていることから、市民農園の開設に当たって当該市民農園である農地に係る権原の所在を明確にするためには、一定該当のとおり、市民農園整備促進法等による市民農園開設の申請者と実際に設定される賃借権等の帰属が一致する、社団の代表者である個人又は認可地縁団体等の法人による市民農園の開設が望ましいと考える。 （ある社団の代表者である自然人がその構成員を代表して締結した契約の効果の帰属や、当該代表者が変わった場合の契約の効力については、当該社団が権利能力なき社団であるかの判断も含めて、判例及び個々の契約の解釈によるものと認識している。）	6【農林水産省】 （7）特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平元法58）及び市民農園整備促進法（平2法44） 市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき社団が申請を行う場合、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項及びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うこと等行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	通知等	平成30年3月27日	「法人格なき社団による市民農園の開設の手続等について」（平成30年3月27日付け29農振第2590号）	